

## 藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、耐震性の高い市街地を形成するため、木造住宅耐震補強事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「木造住宅耐震補強事業」とは、昭和56年5月31日以前に建築された及び同日において工事中であった建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）のうち藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱（平成9年藤枝市告示第53号）の規定による補助金の交付を受けて補強計画を作成した木造住宅（市長が、気候、風土、気象条件、立地条件等により危険であると認めるものを含む。）の耐震補強工事を実施する事業をいう。

2 この要綱において、「木造住宅」とは、居住のため継続して利用する木造の建築物をいう。

3 この要綱において、「耐震補強工事」とは、地震に対する安全性の向上を目的とした補強（増築及び模様替を伴う改修を含む。）を行う工事をいう。

4 この要綱において、「高齢者等が居住する住宅」とは、次のいずれかに該当するものとする。ただし、賃貸住宅は除く。

(1) 65歳以上の者のみが居住するもの

(2) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者が居住するもの

(4) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの（補助の対象及び補助金の額）

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、1戸当たりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

### (交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下、「申請者」という。）は木造住宅耐震補強事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震補強事業費

補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第5条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震補強事業計画変更承認申請書（第3号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更（耐震補強工事の施工中におけるやむを得ない変更を除く。）

(2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、木造住宅耐震補強事業計画変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに木造住宅耐震補強事業計画遅滞等報告書（第5号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（第6号様式）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第6条 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、木造住宅耐震補強事業計画廃止（中止）届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第7条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震補強事業完了実績報告書（第8号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条第2項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震補強事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に補助金支払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（書類の整理等）

第10条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係

書類を整理しなければならない。

- 2 前項の帳簿及び領収書等の関係書類は補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成14年5月23日告示第76号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。  
(岡部町の編入に伴う経過措置)
- 2 岡部町の編入の日の前日までに、岡部町建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱(平成19年岡部町告示第160号)の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

(耐震補強工事の周知啓発に資する木造住宅耐震補強工事に対する補助金の特例)

- 3 平成29年1月4日以降に補助金の交付申請がされた木造住宅耐震補強事業であって、耐震補強工事の周知啓発に資する看板を設置し、かつ、次に掲げるいずれかに該当するものに対する補助金の額は、第3条の規定により算定した補助金の額に、当該事業に要する経費の範囲以内で、15万円を加算した額とする。

- (1) 工事期間中に現場見学会を実施するもの
- (2) 工事完成後に完成見学会を実施するもの
- (3) 工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を市長に提出するもの
- (4) その他耐震補強工事の周知啓発に有効であると市長が認めたもの  
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る補助金の特例)

- 4 令和2年11月1日から令和3年3月31日までの間に第4条第1項の規定による申請及び第5条第1項の規定による変更承認申請がされた木造住宅耐震補強工事事業であって、次に掲げる在宅避難促進割増の条件に該当するものに対する補助金の額は、第3条の規定により算定した補助金の額に15万円を加算した額とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令(令和2年政令第11号)第1条の規定による新型コロナウイルス感染症をいう。)に関して重症化しやすい者が居住(借家を除く。)する住宅であると市長が認めたものであること。

- (2) 耐震診断結果、倒壊の危険性の高い住宅であること。
- (3) 耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること。
- (4) 家具の固定を行う住宅であること。
- (5) 耐震補強の周知啓発を行う住宅であること。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日告示第 46 号）

この要綱は、交付の日から施行し、平成 16 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 18 年 4 月 18 日告示第 98 号）

この告示は、公示の日から施行し、平成 18 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日告示第 32 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 20 年 12 月 19 日告示第 146 号）

この告示は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 21 年 3 月 25 日告示第 58 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則（平 25 年 10 月 3 日告示第 162 号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 第 4 条から第 9 条までの規定は、この告示の施行の際、第 8 条の規定により通知を受けた申請者で、この告示に伴う差額分の申請をするもの（以下「既補助事業者」という。）については、適用しない。
- 3 第 4 条及び第 9 条の規定は、既補助事業者について準用する。この場合において、第 4 条第 1 項中「木造住宅耐震補強事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に別に定める関係書類を添付して」とあるのは「別に定める申請書を」と、第 9 条中「前条」とあるのは「第 4 条第 2 項」と読み替えるものとする。

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則（平 28 年 8 月 26 日告示第 186 号）

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の前に、第8条の規定により確定の通知を受けた者で、この告示に伴う差額分の補助金の交付申請をする者の補助金の交付申請及び請求手続については、第4条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第4条第1項中「木造住宅耐震補強事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める関係書類を添付して」とあるのは、「別に定める申請書を」と、第9条中「前条」とあるのは「第4条第2項」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年12月22日告示第223号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年2月17日告示第26号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年3月29日告示第53号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日告示第56号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日藤枝市告示第266号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年11月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示による改正後の藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）附則第4項の規定は、令和3年3月31日限りその効力を失う。

（経過措置）

- 3 前項の規定による失効前にした改正要綱附則第4項の規定による補助金の申請の手続については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日藤枝市告示第119号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

- 2 この告示による改正後の藤枝市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
木造住宅耐震補強事業	対象事業の所有者又は居住者が行う当該事業に要する経費（工事費、設計及び補強計画費に要する費用に限る。）	<p><b>1</b> 次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 高齢者等が居住する住宅 1戸ごとに、当該事業に要する経費と80万円とを比較していずれか少ない額</p> <p>(2) 中学生以下の者が居住する住宅（賃貸住宅は除く。） 1戸ごとに、当該事業に要する経費と70万円とを比較していずれか少ない額</p> <p>(3) 前2号以外の住宅 1戸ごとに、当該事業に要する経費と40万円とを比較していずれか少ない額</p> <p><b>2</b> 次に掲げる在宅避難促進割増の条件に該当するものは、前項に規定により算定した補助金の額に15万円を加算した額とする。（ただし、当該事業に要する経費以内とする。）</p> <p>(1) 耐震診断結果、倒壊の危険性の高い住宅であること。</p> <p>(2) 耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること。</p> <p>(3) 家具の固定を行う住宅であること。</p> <p>(4) 耐震補強の周知啓発を行う住宅であること。</p>